

宿泊税と関係条例について

①税の制度設計に関すること

宿泊税条例 (賦課徴収条例)

- (イメージ)
- ・ 納税義務者 (担税者) : 旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する施設の宿泊者
 - ・ 徴収方法 : 特別徴収
 - ・ 特別徴収義務者 : 宿泊事業者等
 - ・ 税率 : 定額 (1人1泊●●円) ・ 定率 (宿泊料金の●%)
 - ・ 免税点 : ●●円以下
 - ・ 課税免除 : 学習旅行
 - ・ (...): (...)

【重要なポイント】

- ・ 特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解と協力が必要

→ 宿泊者 (担税者) から徴収する役割を担うだけでなく、徴収した財源を有効に活用するためにも宿泊事業者の協力が必要になるという視点

そのためには…

徴収した税を観光振興財源として、どのように運用していくかの仕組みづくりが必要

→ 関係者間で合意され、それを明文化すること…

②税の使途設計に関すること

観光振興条例 (使途条例)

- (イメージ)
- ◆ **観光振興をどのように行うのかを規定した条例の制定**
 - ・ 「観光振興の財源は、宿泊税を充てる」といった文言を入れた条例制定の必要性の検討
 - ・ 観光振興条例 (使途条例) において財源を明確にして、それに基づく事業計画を策定する (= 法定計画)

③税の積立に関すること

基金条例 (積立条例)

- (イメージ)
- ◆ 村の一般会計予算と分けて基金に積み立て
 - ・ 財源ミックスする候補財源をあわせて積立する

宿泊税 (賦課徴収条例)

【運用根拠として連携】

基金条例 (積立条例)

【イメージ図】

観光振興条例 (使途条例)

【紐づけ】

法定計画